

現代のことば



遠山 大輔

法律は、一般の人にとっては、普段は強く意識しないけれども、トラブルが発生すると急に目の前に登場して安心、不安、時には絶望をもたらす。頼りにもなれば厄介まりないこともある。良くも悪くも中立である。表題の問い合わせは、法律がないと紛争の決着がつかない、法律がないと犯罪をおこなった人を処罰できない、といった答えがありそうだ。法律を勉強した人は、法律がないとどこまでが許される行為か分からず、法律がないと行政の方向性が決まらない、などと回答するかもしれない。

私なりの説明が長年かかるやつとできるようになつた。「法律は、究極的には個人の生命を守るために、こうやって守りたいという願いがかなになつたものだ」これが私の説明である。平たく言えば、命を大事にするためにあるのだ。

この説明に至つた縁を紹介しておく。まず大学のゼミで刑法を学んだ。刑法は、「法益」を守るために存在する。法益には国家的法益、社会的法益、個人的法益がある。国家的法益は国家の存続や体制であり、これを守るために内乱罪や公務執行妨害罪などが定められている。社会的法益は社会・経済の安全・安定であり、これを守るため放火罪や文書偽造罪などが定められている。個人的法益は個人の生命身体、財産や名誉の安全であり、これを守るために殺人罪や窃盗罪などが定められている。

法律は何のためにあるのか

もう一つ。大好きな漫画の一つに「キングダム」がある。作品中で描かれる戦人のドラマも好きだが、為政者のドラマも好きだ。「法とは何か」について文官同士が議論するシーン。その時代のトップレベルの法律家が「法は、こういう国でありたいという願いだ」と語った。衝撃を受けた。そののが、われわれ有権者が選んだ代表が、議論して法律を作り、改正し、廃止する。これはすべて、われわれの「願い」が実現する（はず）プロセスなのである。

このコロナ禍において、特別定額給付金が給付されることは、(満足かどうかは別にして)法律によつてわれわれの生活が、命が大事にされたといえる例だろう。

しかしである。現在の立法や行政や司法において、個人の命や生活は大事にされているであろうか。法律が一部の権力者や団体のために作られ、使われていないか。弁護士として働きながら、その疑問は日々強くなつていて。

(弁護士)